

岩手県告示第566号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年8月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年7月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 鈴木電気工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字内ノ目12番地8
 - ウ 代表者の氏名 鈴木和雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第9319号
 - (3) 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年7月18日付けで電気工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年7月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社かばら建設
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市宮守町上宮守14地割93番地11
 - ウ 代表者の氏名 浅沼昭男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第40094号
 - (3) 処分の内容 管工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年7月7日付けで管工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年7月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社かばら建設
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市宮守町上宮守14地割93番地11
 - ウ 代表者の氏名 浅沼昭男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-24）第40094号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年7月7日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。